

# 今後の検討の進め方について

# 1 部会の設置について

次期県立高校将来構想の策定にあたって、特に重点的に審議すべき事項について、集中的かつ機動的に調査、検討を行うために、次のとおり部会を設置する。

## (1) 部会の概要

- ・部会は次の4つとし、部会での審議結果を審議会に報告するものとする。  
学校配置検討部会、小規模校の学びの在り方検討部会、高校魅力化検討部会、多様な学びの在り方検討部会
- ・部会は審議会委員をもって構成し、部会に属する委員は会長が指名する。
- ・部会に部会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- ・部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- ・その他、必要な事項は別に定める。

## (2) 各部会の検討事項

| 部会     | 学校配置   | 小規模校の学びの在り方   | 高校魅力化   | 多様な学びの在り方  |
|--------|--|---|---|--|
| 検討事項   | 今後の急速な少子化が進行する中での、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応するための地区別の学校配置や定員の見直しの方向性  | ICTを活用した遠隔教育や学校間・地域等との連携など、活力ある教育環境を確保するための取組の方向性   | 時代のニーズに対応した普通科、専門学科の在り方、魅力向上のための取組の方向性  | 定時制・通信制高校の在り方、学び直し等やインクルーシブ教育の取組の方向性   |
| 主要検討項目 | <p>◎<u>地区別高校配置の方向性の検討</u><br/>(定時制・通信制課程の配置、中高一貫校、高大接続(大学附属高校の設置の可能性)、私立高校との役割分担整理も含む)</p> <p>◎<u>定員見直しの方針(学級減、統廃合等)の整理</u><br/>(通学手段の確保(スクールバス運行の可能性)、特別支援学校の狭隘化対応含む)</p> | <p>◎<u>遠隔教育の在り方の検討</u><br/>(配信センター等の設置、学校間の相互配信の検討)</p> <p>◎<u>地域連携による魅力化</u><br/>(全国募集、小中高一貫校(市町村立高校)の可能性の検討を含む)</p> <p>◎<u>学校間連携による魅力化</u><br/>(教員確保、部活動の在り方含む)</p> | <p>◎<u>普通科の魅力化方策の検討</u><br/>(普通科改革、idealスクールなど)</p> <p>◎<u>進学重点校の魅力化方策の検討</u><br/>(難関大学進学コース・少人数学級、遠隔授業の可能性など)</p> <p>◎<u>専門学科の魅力化方策の検討</u><br/>(先端技術に関する学びの充実、遠隔授業の可能性等)</p> <p>◎<u>地域等との連携、スクール・ミツシヨンの再定義</u></p> | <p>◎<u>定時制・通信制の在り方の検討</u><br/>(全定通併修、学科・時間帯の見直しなど、課程の枠に関わらない学習ニーズへの対応)</p> <p>◎<u>学校に登校していない生徒、学習支援を必要とする生徒の学び直し等への対応</u><br/>(idealスクールの横展開、通級による指導の充実等)</p> <p>◎<u>多様な生徒が共に学ぶ環境の整備</u><br/>(インクルーシブ教育の充実等)</p> |

## 2 部会の公開について(案)

・ 附属機関である審議会の会議については、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開する旨が定められているが、**各部会については、以下の不開示情報を取り扱うため、非公開として開催する。**

- ① **部会での審議状況は、最終的な意思決定までの途中経過**であり、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められ、**審議会での意思形成に支障が生じる恐れがあること。**(情報公開条例第8条第1項第6号該当)
- ② **検討に用いる学校別の学力等の情報**は、公開することにより、不用意に学校間の序列化を招くこと、また特定の学校に志願者が集中するなど、**入学者選抜試験の適正な執行に支障が生じる恐れがあること。**(情報公開条例第8条第1項第7号該当)
- ③ **検討に用いる各学校の中途退学者数、学校に登校していない生徒数等の情報**は、公開することにより、一部の学校においては特定の個人が識別される恐れがあること。(情報公開条例第8条第1項第2号該当)

### <情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)【抜粋】>

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議(法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

### ※不開示情報(条例第8条第1項各号)

- (1) 略
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。
- (3) ~ (5) 略
- (6) 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における**審議、検討、調査、研究等に関する情報**であって、**公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの**

### 【参考：情報公開条例の解釈及び運用基準(抜粋)】

- ・ 「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか**執行機関の附属機関を含む**ものである。
- ・ 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県、県が設立した地方独立行政法人、公社、国等の相互の間において**実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議、検討、調査、研究等に関する情報(以下、略)をいう。**
- ・ 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは次のような情報をいう。  
⇒ **最終的な意思決定までの一段階にある情報**であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの。(以下、略)

- (7) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う**検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報**であって、**当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの**

### 3 部会構成(案)

#### ○学校配置検討部会

| NO | 現職                         | 氏 名   | 選出区分  |
|----|----------------------------|-------|-------|
| 1  | 国立大学法人東北大学<br>大学院教育学研究科 教授 | 青木 栄一 | 学識経験者 |
| 2  | 宮城県高等学校長協会 会長              | 高橋 賢  | 学校関係者 |
| 3  | 宮城県都市教育長協議会 会員             | 穴戸 健悦 | 行政関係者 |
| 4  | 宮城県町村教育長会 会長               | 内海 俊行 | 行政関係者 |

#### ○高校魅力化検討部会

| NO | 現職                       | 氏 名   | 選出区分  |
|----|--------------------------|-------|-------|
| 1  | 国立大学法人宮城教育大学<br>教職大学院 教授 | 田端 健人 | 学識経験者 |
| 2  | 宮城県大河原産業高等学校 校長          | 伊藤 直美 | 学校関係者 |
| 3  | office ayumitairo 代表     | 関 美織  | 有識者   |

#### ○小規模校の学びの在り方検討部会

| NO | 現職                           | 氏 名   | 選出区分   |
|----|------------------------------|-------|--------|
| 1  | 国立大学法人東北大学<br>大学院情報科学研究科 准教授 | 長 濱 澄 | 学識経験者  |
| 2  | 学校法人朴沢学園<br>仙台大学体育学部 教授      | 菊地 直子 | 学識経験者  |
| 3  | 宮城県PTA連合会 副会長                | 平 吹 淳 | PTA関係者 |

#### ○多様な学びの在り方検討部会

| NO | 現職                          | 氏 名   | 選出区分  |
|----|-----------------------------|-------|-------|
| 1  | 国立大学法人東北大学<br>大学院教育学研究科 准教授 | 後藤 武俊 | 学識経験者 |
| 2  | 学校法人梅檀学園東北福祉大学<br>教育学部 教授   | 村上 由則 | 学識経験者 |
| 3  | 宮城県貞山高等学校 校長                | 太田 克佳 | 学校関係者 |

※部会委員のほかに検討内容に応じてアドバイザーを招へい